

(平成19年4月25日)

部等名

政策秘書室

件名	山梨県経済財政会議の設置について
経緯	<p>○ 趣 旨</p> <p>本県経済の活性化を図るための政策や行財政運営の基本方針等について、有識者の意見を聞く場を設け、その意見・提言を今後の県政運営に反映させることを目的に設置する。</p>
内容	<p>○ 設置根拠</p> <p>山梨県経済財政会議設置要綱</p> <p>〈組 織〉 議長及び委員12人以内で構成</p> <p>〈所掌事務〉 次の事項に関する審議及び提言</p> <ul style="list-style-type: none">・行財政運営の基本に関する事項・経済及び産業の振興に関する事項・国土形成計画等、県勢進展に資する施策の推進に関する事項 <p>○ 会議の構成</p> <p>別紙名簿のとおり</p> <p>○ 第1回会議の開催予定</p> <ul style="list-style-type: none">・日 時 平成19年5月22日(火) 午後2時から・場 所 甲府市中央1-7-15 古名屋ホテル

政策秘書室政策推進担当(内線1012)
(直通223-1553)

山梨県経済財政会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 山梨県の財政基盤の強化を図り、「暮らしやすさ日本一」の県づくりに向けた施策の推進に資するため、山梨県経済財政会議(以下「経済財政会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 経済財政会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 行財政運営の基本に関する事項
- (2) 経済及び産業の振興に関する事項
- (3) 国土形成計画その他県勢進展に資する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 経済財政会議は、議長及び委員12人以内をもって組織する。

(議長)

第4条 議長は、知事をもって充てる。

2 議長は、会務を総理し、経済財政会議を代表する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 県特別顧問
- (2) 経済又は財政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱又は任命するもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 経済財政会議は、議長が招集する。

(専門部会)

第7条 経済財政会議は、第2条に規定する事項の一部に係る調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき者は、委員の中から、議長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、前項の規定により議長が指名した委員の中から、議長が指名する。

4 第4条第2項、第3項及び第6条の規定は、部会長について準用する。

(資料提出の要請等)

第8条 経済財政会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、県部長等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明等を求めることができる。

(庶務)

第9条 経済財政会議の庶務は、政策秘書室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、経済財政会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

山梨県経済財政会議 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
議 長	横 内 正 明	山梨県知事
委 員 (50音順)	飯 島 正 二 郎	株式会社 甲陽木工製作所 社長
	飯 室 元 邦	株式会社 YSK e-c o m 代表取締役社長
	伊 藤 洋	山梨大学名誉教授
	植 松 増 美	アサヒビール 株式会社 名誉顧問
	柿 澤 弘 治	山梨県特別顧問
	加 藤 正 芳	株式会社 加藤電器製作所 代表取締役社長
	久保嶋 正 子	公認会計士・税理士
	堤 マサエ	山梨県立大学 国際政策学部 教授
	内 藤 道 子	山梨大学名誉教授
	草 川 源	財団法人 山梨総合研究所 専務理事
	日 高 昭 夫	山梨学院大学 法学部 政治行政学科長・教授
望 月 政 勇	株式会社 ラッキー商会 取締役会長	

<敬称略>

平成19年4月25日

山梨県行政改革推進本部
(企 画 部)

件名	新しい行政改革大綱策定の基本方針について
経緯	<p>○平成19年 3月 県議会 2月定例会において行政改革大綱を策定する旨を表明</p> <p>国、地方を通じ、大変厳しい財政環境の中、行政改革は、県民が「暮らしやすさ日本一」と言えるような豊かさを実感できる山梨に再生するため、最優先で取り組まなければならない課題である。</p> <p>今後、できるだけ早期に、県庁改革や、財政再建の取組などを内容とする新たな行政改革の大綱を策定する。</p> <p>○平成19年 4月 山梨県行政改革推進本部を設置</p>
内容	<p>○新しい行政改革大綱策定の基本方針を別紙のとおりとした。</p>

(問い合わせ先)

新行政システム課 行革・政策評価担当 内線 1 2 2 2 直通 055-223-1777

新しい行政改革大綱 策定の基本方針

第1 趣 旨

国、地方を通じ、大変厳しい財政環境の中、県民が「暮らしやすさ日本一」といえるような豊かさを実感できる山梨に再生するため、行政改革は最優先で取り組まなければならない課題である。

本県では、これまで2次にわたる「行財政改革プログラム」を策定し、県債発行の計画的削減、県単独補助金の見直し、新たな定員削減計画の策定など各般の行政改革に取り組んできた。

しかし、プログラムの策定後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）が成立・施行されるなど、簡素で効率的な行政の実現に向け、さらに取り組むべき新たな課題が明らかにされるとともに、行政改革の更なる推進のための新たな手法も制度化された。

また、先般、県民が真の豊かさを実感でき、「暮らしやすさ日本一」と思えるような県づくりを進めるため、新たな県政運営の基本方針となる行動計画（アクションプラン）の策定に着手したところであり、本年末の決定に向け、現在、策定作業を進めているところである。

こうした状況を踏まえ、県庁改革や財政再建の取組などを計画的かつ効果的に推進するため、新しい行政改革の大綱（以下、単に「大綱」という。）を策定し、県庁一丸となって、改革を推進していく。

第2 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 大綱の性格

大綱は、本県の行政改革に関する基本的指針及び具体的な取組内容の総覧として策定する。

(2) 大綱の構成及び期間

- 概ね次により構成する。
 - ・ 県行政と財政の現状と課題
 - ・ 改革の柱と改革後の姿
 - ・ 基本戦略
 - ・ 改革の具体的取組

- 改革期間は、行動計画（アクションプラン）の計画期間とあわせ、平成19（2007）年度から平成22（2010）年度までの4年間を基本とする。

(3) 留意事項

- 公約である「政策提言」の確実な履行に向け、速やかに成果が上げられるよう、効果的・効率的な取組を進める。
- 大綱には、新地方行革指針（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）等、地方行革を取り巻く動向を踏まえた取組を盛り込むこととする。
- 改革後の県庁及び県財政の姿を、数値目標を用い、できる限り具体的に描写し、県民に分かり易くするとともに、職員自らの問題として徹底する。
- 改革後の姿－基本戦略－具体的取組の間の関係を明らかにし、毎年度、成果の検証と取組の見直しを行うことにより、成果志向の行政改革を推進する。
- 大綱の記述に当たっては、図表やグラフ等を用い、分かり易いものとなるよう配慮する。

第3 大綱の策定方法

(1) 庁内体制

山梨県行政改革推進本部規程（平成19年4月23日山梨県訓令甲第15号）の規定に基づき、本部、幹事会を設置し、全庁的な体制で大綱策定に取り組む。

(2) 有識者からの意見の聴取

行政改革の重要事項に関し、経済財政会議から、提言を受けることとする。

(3) 県民意見の反映

大綱の策定に当たり、広く県民からの意見、提言をいただくため、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

第4 策定スケジュール

概ね、次のとおり。

平成19年	4月	行政改革推進本部（基本方針決定）
	5月～9月	経済財政会議
	（3回程度）	（行政改革の重要事項に関する調査審議）
	10月	行政改革推進本部（素案の決定）
	11月	パブリックコメントの実施
	11月	経済財政会議
	12月	行政改革推進本部（大綱の決定）